

平成31年度税制改正は、持続的な成長経路実現とそのため潜在成長率の引上げを政策課題とし、イノベーションを促進する研究開発税制の見直し、中小企業による生産性向上のための投資支援措置、地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援等を盛り込んでいる。日本企業の健全な海外展開促進を担保する国際課税制

度の見直しとして、BEPSプロジェクトの勧告や諸外国における取組みも踏まえ、過大支払利子税制、および移転価格税制の改正が行われており、外国子会社合算税制は、米国の税制改正等も踏まえた改正が行われている。また、経済取引の多様化・国際化の進展に対応すべく、納税環境整備のための措置も手当てされている。

I 研究開発、役員給与、組織再編、仮想通貨など 法人課税改正の 実務ポイント

政策税制等

(1) 研究開発税制の見直し

- 研究開発税制は試験研究費の増減によつては、改正後は控除額が減少する場合もある。
- 業績連動役員給与の規定を適用しようとする場合には、報酬委員会、報酬諮問委員会等の機関の設置が必要となる。
- 中小企業税制の適用については、対象となる中小企業者の範囲、適用除外事業者の該当の有無を確認する必要がある。

研究開発税制は、恒久措置(試験研究費の総額に係る税額控除制度(以下、「総額型」という)と特別試験研究費に係る税額控除制度(以下、「オープンイノベーション型」という)と上乗せ措置(改正前は、高水準型の上乗せ措置との選択)の2本立てで構成され、恒久措置の総額型については、中小企業者により高い優遇措置が設けられている(中小企業技術基盤強化税制)。平成31年度税

制改正では、研究開発投資の増加インセンティブを強化する制度になるよう見直し、研究開発型ベンチャーによる研究開発投資を後押しする措置が導入されている(図表1)。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度

総額型については、試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から、控除率のカーブが見直され、高水準型の研究開発投資に係る控除率割増措置の導入により、改正前の高水準型が総額型に統合された(措法42の4①③)。改正前の控除率の上乗せ措置、控除上限の上乗せ措置については、適用期限が2年間延長さ

れる(措法42の4③)。

また、研究開発型ベンチャーの成長を促すため、一定のベンチャー企業(設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業で、大法人の子会社、株式移転完全親法人を除く)に係る総額型の控除上限の引上げ(調整前法人税額の40%)が設けられている(措法42の4②)(図表2、3、4)。

対象となるのは、設立より7年間は繰越欠損金を全額損金算入できる法人が、8年目以後も繰越欠損金を有する場合で(繰越欠損金の損金算入が50%に制限される)、法人税納税額が生じた年度に控除を受けることになる。

② 高水準型の試験研究費に係る税額控除制度

高水準型の試験研究費に係る控除税額上限の上乗せ措置は、控除率割増措置に改組のうえ、総額型に統合して、適用期限が2年間延長される(図表3、高水準型の控除率割増措置、高水準型の上乗せ措置(措法42の4③))。

③ 特別試験研究費(オープンイノベーション型)に係る税額控除制度

オープンイノベーション型については、大企業や一定の研究開発型ベン